



# あなたにもはじまる マイナンバー

## 第1回 マイナンバー制度って何？

新連載

マイナンバーイメージキャラクター  
マイナちゃん

マイナンバーとは国民一人一人が持つ12桁の個人番号のことです。マイナンバー制度は社会保障・税番号制度ともいわれています。市役所、県庁、税務署や年金事務所など複数の機関が所有している個人情報が同一人物の情報であることを番号で確認し、今まで面倒だった手続きを簡単にしようというものです。また、各機関で正確な情報が把握できるようになるので、給付金などの不正受給が防止できたり、適切な社会保障が受けやすくなったりと、公平・公正な社会が実現できると考えられています。現在、荒尾市でもマイナンバー制度の導入準備を進めています。



### マイナンバー 3つのメリット

#### 公平・公正な社会の実現

所得や他の行政サービスの受給状況を行政が把握しやすくなるため、不正受給などを防止できるようになり、本当に困っている人にきめ細かい支援を行えるようになります。

#### 国民の利便性の向上

添付書類の削減など行政手続きが簡素化されるので、国民の負担が減ります。また、行政が持つ自分の情報を確認したり、行政からさまざまなお知らせを受け取りたりできるようになります。

#### 行政の効率化

行政機関の作業時間などが大幅に削減され、業務をより正確に行えるようになります。複数の業務で連携がとりやすくなるので、作業の重複などの無駄も省かれます。

### 平成28年1月から手続きにマイナンバーが必要です

マイナンバーは社会保障・税・災害対策分野の中で、法律や条例に定められた事務にのみ利用されます。来年からそれらの手続きを行う際、申請書などにマイナンバーを記入していただく必要があります。

### 10月からマイナンバーを通知します

ことし10月から住民票に登録された住所にあなたのマイナンバーをお知らせする「通知カード」を送付します。なお、平成28年1月からは「個人番号カード」を希望者に交付します。本人確認の際の公的身分証やマイナンバーを提示する際に利用できるようになります。

▼通知カード（イメージ）



▲個人番号カード（イメージ）

☎コールセンター（全国共通ナビダイヤル） ☎ 0570-20-0178  
午前9時30分～午後5時30分（土・日・祝日・年末年始を除く）  
※ナビダイヤルは通話料がかかります。  
☎市民課市民係 ☎ 63-1302

## 就職・住居・家計管理・子どもの学習などをサポート！ 生活困窮者支援制度が始まりました

仕事や生活に困っている人、まずは生活相談支援センターにご相談ください。専門の支援員があなたに寄り添いながら、一緒に解決策をお探しします。

相談は無料です。お気軽にお電話ください。



#### 自立相談支援事業

#### あなただけの支援プランを作成

どのような支援が必要かを支援員と一緒に考え、具体的な支援プランを作成します。そして、相談者に寄り添いながら、自立に向けたお手伝いをします。

#### 就労準備支援事業

#### 社会・就労への第一歩

社会との関わりに不安があるなどすぐに就労が難しい人に6カ月～1年の間、プログラムに沿って、一般就労に向けた基礎能力を養いながら、就労に向けた支援や就労機会の提供を行います。

#### 一時生活支援事業

#### 緊急的な衣食住の提供

住居のない人やネットカフェなどの不安定な住居形態の人に、緊急的な支援として、一定期間、宿泊場所・衣類・食事の提供を行います。また、退所後の生活に向け、就労支援などの自立支援も行います。

#### 住居確保給付金の支給

#### 家賃相当額を支給

離職などで住居を失った人が失うおそれの高い人には、就職に向けた活動を行うことなどを条件に一定期間、家賃相当額を支給します。

#### 家庭相談支援事業

#### 家計の立て直しをアドバイス

相談者が自ら家計を管理できるように、状況に応じた支援計画の作成、相談支援、関係機関へのつなぎや必要に応じて貸付のあっせんなどを行い、早期の生活再生を支援します。

#### 生活困窮世帯の子どもの学習支援

#### 子どもの明るい未来をサポート

子どもの学習や日常的な生活習慣支援、仲間と出会い活動ができる居場所づくり、進学に関する支援や高校進学者の中退防止の支援など、子どもと保護者両方に必要な支援を行います。

☎生活相談支援センター（市役所1階）  
☎ 57-7019 FAX 62-2881 Eメール：soudan-c@city.arao.lg.jp